

中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」の紹介

中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」学芸員

福田 義治 ふくだ・よしはる

1. はじめに

中之条町は群馬県の北西部に位置し、標高378mの中之条盆地を中心として開けた、人口およそ18,000人の町である。古くから交通・文化の主要地として栄え、重要文化財や天然記念物が少なからず点在する歴史と緑に囲まれた町である。特に風光明媚を誇る西北の信越国境は、上信越高原国立公園に指定され、群馬県を代表する四万・沢渡温泉郷がある。2010(平成22)年3月、中之条町と六合村が合併して新たな中之条町(総面積439.28㎡)が誕生している。



中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」本館(群馬県重文・旧吾妻第三小学校校舎)

中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」は、中之条町歴史民俗資料館を前身としている。その本館は、1882(明治15)年に着工し1885年10月に竣工した吾妻第三小学校の校舎である。中之条町市街地の高台に建っていて、明治初期の擬洋風学校建築として全国的にも数少ない建造物である。1918(大正7)年9月から1978(昭和53)年12月まで中之条町役場庁舎として使用された。1978年10月

に群馬県指定重要文化財に指定され、1980年9月から保存修理を行って建築当初の姿に復元し、1982年11月に、中之条町歴史民俗資料館として開館した。1986年2月に博物館法による博物館相当施設の指定を受け、2003年3月には展示研修施設(新館)が完成した。2010年11月に登録博物館(群馬県で19番目)となり、翌年1月から中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」に名称変更し、現在に至っている。本館を活用した常設展示室には、部門別(原始・古代・中世・近世・近代・現代・教育・温泉・民俗など)に約6,000点の資料が展示されており、中之条町の歴史がわかるとともに吾妻郡の文化にも触れられる内容となっている。

2. 中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」に至るまで

2.1 設立の経緯

当館設立の経緯は、旧吾妻第三小学校校舎の復元工事(工期11カ月)をすすめる最中、中之条町文化財専門委員会を中心に資料館建設構想が生まれたことを発端とする。当初は教育資料館を意図したようだが、本館の延床面積は637.2㎡に及び、教育資料の展示だけではスペースが余るなどの理由からその後、歴史民俗資料館開設(設置根拠は郷土の歴史と文化に関する理解を深め、教育、文化の発展に寄与するため、資料館を設置する)の動きへと変わっていったといわれている。その布石としては、1971年からはじまった中之条町誌編纂事業による本町の歴史的な仕事と無関係ではない。中之条町誌編纂委員会のメンバーが資料館準備室委員となっていたことから明らかである。準備期間1年余りでオープンにこぎ着けた資料館

の常設展示室にも、町誌編纂で培われた成果が数多く反映されている。因みに中之条町誌編纂事業は1983年に完了し、『中之条町誌』全4巻（内1冊が資料編）が刊行されている。

2.2 近年における博物館の主要な活動紹介

2012年11月に開館30周年を迎えた当館の事業構成（予算編成）は①運営事業②企画展事業③講座・講演会事業から成り立っている。この事業構成は開館初頭と変わらないものの、その内容は近年、時代の趨勢とともに変化してきている。

ここで、そのいくつかを紹介しておく。運営事業においては近年、音声ガイドの導入、カフェ付ミュージアムショップの開設、オリジナルキャラクター「ケヤッキー」の作成、休館日をこれまでの月曜日から木曜日に変更したことなど利用者の利便性や要望に重点を置いた新たな試みに取り組んだ。企画展事業は、平成15年に企画展示室を備えた展示研修施設（新館）が加わったことで、「ふるさとの文化人展」や「学校教育のためのむかしの道具展」に代表される地域に根差した新たな展示会も加え、年に4回程度開催している。講座は開館直後から実施している「古文書解説講座」をはじめ、身近な史料を使って学ぶ「歴史講座」や地域探訪を主眼とする「ふるさと講座」などを提供し、受講生から評価を得ている。

こうした地道な活動とともに資料館準備室当時から集められた歴史的・民俗的にも充実した資料（未整理のものを含め約5万点）が収蔵されていることなどが、2010年11月の博物館登録につな

がったと考えられる。この経過については当館の一場貞館長が『ねっと群文協一群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会 会報―第27・28合併号』の中で、「こうした旧資料館時代の地域文化振興にかけた実績の積み重ねとともに、登録博物館認定に対する首長の姿勢やこれを後押しする町民の気運が醸成されたことが、博物館法第12条の要件具備に結びつきました。法に照らして登録要件が整ったことから、2010年9月17日群馬県教育委員会に登録申請をお願いしたところ、同年11月15日付けで原簿に登録していただきました。」と記しているため、紹介しておきたい。なお、参考までに、登録博物館申請時に添付した博物館収蔵資料分類目録は表1のとおりである。

その後、博物館登録されたのを機に、町の条例改正を経て、2011年1月から、現名称の中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」に変更した。同年4月からは、それまで別施設で業務を執っていた社会教育課・文化財保護係が当館に移行されるとともに、公文書等を管理する機能を当館が有するという2つの大きな役割が付加された。

3. 中之条町における公文書の保存・管理

3.1 博物館所蔵の歴史公文書

当館には、公文書館機能を有する以前から、歴史公文書を収蔵していた。これらの史料は、大きく3回に分けて当館にもたらされたことがわかっている。①当館開館間もなく中之条町誌編纂室から引き継がれた「中之条町役場文書」と呼ばれるもの。②中之条町役場の倉庫等の片づけや整理中

表1 博物館収蔵資料分類目録

(2010年9月現在)

分類	実物	標本	模写	模型	文献	図表	写真	フィルム	レコード	その他
考古	2,315点	0点	6点	13点	0点	22点	86点	0点	0点	88点
歴史	7,438点	0点	13点	2点	6,853点	73点	776点	0点	44点	547点
民俗	7,676点	0点	6点	2点	0点	1点	522点	0点	210点	46点
自然	145点	0点	1点	1点	0点	0点	7点	0点	0点	36点
図書	7,715点	0点	36点	0点	0点	0点	116点	0点	53点	0点
合計	25,289点	0点	62点	18点	6,853点	96点	1,507点	0点	307点	717点

に見つかって随時もたらされたもの。③当町に2000年度に文書管理システムが導入（情報公開条例対策の一環）される際に総務課等から移管されたものである。その内容は、江戸時代の古文書、1955年の中之条町の合併（中之条町・沢田村・伊参村・名久田村）以前の公文書、非現用文書の中で担当職員が保存の必要性を感じた合併後のもの等である。これらの公文書は現在、文書箱（段ボール箱）約90箱に収納され、当館（新館）収蔵庫に収納されている。その整理は月1回、古文書整理ボランティア員（古文書解説受講生の中から協力を募る）の方々の協力ですすめている。現在、当館データベースに登録されているものはおよそ50箱・4,100件程度であるが、すべての登録にはかなりの時間を要するものと考えられる。

3.2 公文書館機能を有するまでの経過

公文書管理法については、年金記録など公文書の不適切な管理の発覚を受け、福田康夫首相時代から法制化が検討され、小淵優子衆議院議員が公文書管理の担当相（少子化担当大臣）時の2009年6月に公文書管理法が成立した。ともに群馬県選出の国会議員が法整備に関わったことや群馬県立文書館でも2010年に「群馬県行政文書」が国重要文化財に指定されるなど、以前にも増して公文書管理に関する関心は高まっていた。このような中で、群馬県立文書館の「市町村にも公文書館を」という呼びかけがあり、とくに中之条町に対して「古文書整理・保存等にも実績をもっている博物館を有しており、小淵優子衆議院議員も中之条町から出ていることでもあり、ぜひ公文書館機能を付帯させて公文書管理の先進地域になって欲しい」との期待が寄せられた。折しも当館では登録博物館申請に向けての準備をすすめている最中であったが、町総務課の文書所管担当職員と群馬県立文書館公文書係職員との連携でこの問題に平行して取り組むこととなった。この時に問題となったのが、①収蔵庫、②人員、③公開方法等についてであった。その解決方法として、①収蔵庫空き容量の狭隘さについては、非現用となった公文書を、

中之条町役場の書庫に留め、歴史公文書選別と当面の保管を行う変則的な中間書庫の考えを取り入れ、その間に、博物館収蔵庫増設に取り組む、②人員不足については、総務課の文書所管職員が歴史公文書になるところまで目録管理をする、③資料の公開の問題は、折よく登録博物館申請時に提出した展示資料目録（約5,100件）と所蔵図書目録（約7,800件）を公開用目録として活用するなどの折衷案が示された。その結果、中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」の設置及び管理に関する条例第4条「博物館は、文化財保護法、博物館法（昭和26年法律第285号）及び公文書館法に規定するもののうち次に掲げる業務を行う。（1）郷土の歴史、民俗に関する資料（実物、標本、模写、文献、写真、フィルム等）、歴史公文書等の収集、保管、貸出し及び展示・閲覧公開」を改正することで、2011年4月から公文書館機能を有する博物館としてスタートを切ることとなった。

3.3 公文書館としての取組み

2011年度は、県内は群馬デスティネーションキャンペーン等の観光イベントが行われる中、当館もこれに賛同し企画展等の事業が目白押しで、総務課も東日本大震災直後の影響で、被災地支援・節電対策などで多忙を極め、当館が公文書館機能を有したにも関わらず、具体的な取組みが全くできずにいた。そのような折、中之条町は2012年1月、折田謙一郎新町長の就任をみた。町長は、東日本大震災の支援（県内でもいち早く岩手県内で発生した災害廃棄物の受入を表明）をはじめ、公文書管理等にも強い熱意をもっていた。とくに公文書管理については、「公文書管理法に基づく管理が小規模な町でもできることを示したい」や「地元企業とも積極的に協力し合える関係を築いて行政の不足を補いたい」などの考えを示された。2012年10月には中之条町役場に新文書管理システムが導入され、その後、総務課付けで、公文書整理を主要業務とする嘱託職員が1名採用され、公文書管理に関する取組のプラス要件が整った。

こうして2012年度後半からは、文書所管課であ

る総務課と連携し、歴史的価値のある公文書の選別や保存の手順・方法について月1回ペースで、公文書の収集選別を含む打ち合わせ会議が開催されるようになり、公文書管理改善の取り組みが加速される結果となった。さらに、記録媒体の開発に実績があり、町内に工場のある太陽誘電㈱の協力を得て、公文書をディスク保存することについても検討に入った。



公文書の保存・管理に関する打合せ風景

3.4 中之条町における歴史公文書の選別・保管について

数回にわたる公文書打ち合わせ会議の結果、中之条町では、次のような流れで、歴史公文書の選別・保管を実施していこうとする青写真ができたので、ここで簡単に紹介しておきたい。

- ① 予め歴史公文書となると思われる文書は、各課で文書管理システムに登録する際に、【アーカイブ】と登録する項目を設け、永年保存とする（昨年度導入された文書管理システムはこうした機能を有している）
- ② 毎月1回、総務課と博物館職員で、書庫から公文書保存箱を運び、その内容を確認し、「公文書等選別収集基準ガイドライン」（群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会）をベースに、当町独自で次の5段階の基準を設けて選別収集する。

- A：歴史公文書：原本も重要で活用（公開）される可能性が高いため、原本を残し、光ディスクにも保存する。
- B：歴史公文書：原本は重要だが、活用（公

開）される可能性は低いため、原本を残すのみとする。

C：歴史公文書：原本は廃棄しても良いが、内容が重要で活用（公開）される可能性が高いため、データのみ光ディスクに保存する。

D：廃棄文書：重要でない文書と判断し、廃棄する。

E：継続保管：歴史公文書でなく、業務で使用する可能性がある現用文書であるため、引き続き書庫で保管する。

- ③ 歴史公文書に選別された文書は、総務課で歴史公文書移管目録を作成し、博物館に移管する。博物館移管後は、内容等を確認・整理等が済み次第、博物館の収蔵資料目録に併合し、登録後公開する。

4. おわりに

2011年4月から当館は博物館でありながら、公文書館の仲間入りをさせていただいた。当初は、収蔵庫・人員・公開などの諸問題の検討があり、公文書管理への取組は遅々として進まなかった。しかし、本年度に入り、1955年から発行されてきた中之条町の広報を歴史公文書とし、活用される可能性が高いことからディスク保存を行う（当町基準のAと判断）という実際の公文書保存の取組みをはじめ、少しずつではあるが動き出している。当町の職員数は239名であるが、各課職員1人1人の公文書管理に対する意識の高まりが今まで以上に期待される。覚束なさも残すが、先進地域の視察やアーキビスト（記録・文書管理専門職）の育成なども念頭に置きながら、今後も文書所管課である総務課と連携し、そのルールづくりやシステム構築に努力し、当町としての望ましい公文書管理を創造したいと考えている。

博物館関係者であれば、限られた人員と予算の中で、資料・施設管理、企画展に講演会・講座など日夜、知恵を絞り、与えられた業務に取り組みなければならない昨今である。当館もその例外ではないため、公文書館機能の導入時には必ずしも

積極的ではなかったが、導入後は博物館にとってのマイナス要因ではなく、むしろ自治体における公文書館機能設置のモデルケースとして前向きに捉えている。

経済不況のすすむ中で、博物館を含む文化施設をとりまく環境は厳しいが、当館が地域の拠点として、町の発展に少しでも貢献できるよう日々の活動に精進してまいりたい。

データシート

機 関 名：中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」

所 在 地：〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町947番地1

電 話 / FAX：電話 0279-75-1922・FAX 0279-75-6878

Eメール：musee@town.nakanojo.gunma.jp

ホームページ：http://www.town.nakanojo.gunma.jp/musee/

交 通：JR吾妻線・中之条駅より徒歩15分

JR吾妻線・中之条駅から路線バス(四万温泉行で5分)、「博物館前」下車・徒歩3分

関越自動車道 渋川・伊香保ICから車で30分

開館年月日：昭和57年(1982)11月6日

設置根拠：郷土の歴史と文化に関する理解を深め、教育、文化の発展に寄与するため、博物館を設置する。

(中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」の設置及び管理に関する条例 昭和57年9月17日条例第15号改正 平成23年1月4日条例第1号 平成23年3月24日条例第12号)

組 織：町営

人 員：6名(館長・顧問・学芸員2名・臨時職員2名)

建 物：新館(展示研修施設)：鉄筋コンクリート造(658.6㎡)

本館(常設展示室)：木造(632.7㎡)

別棟(収蔵庫)：鉄筋コンクリート(71.6㎡)

所蔵資料：約5万点

開 館 日：約300日

休 館 日：(1) 木曜日(休日に当たるときは、その翌日)

(2) 祝日の翌日(土・日曜日を除く。)

(3) 年末年始(12月27日から翌年1月5日)

主 要 業 務：①博物館運営事業：常設展示、資料収集・

保存・管理、広報活動、

ミュージアムショップ(カフェ付)運営

②企画展：年4回実施

③講演会・講座：文化講演会、

古文書解読講座ほか

各種講座の実施

